

住民基本台帳の閲覧状況の公表

住民基本台帳法第11条第3項及び第11の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、次のとおり公表します。

閲覧期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

閲覧年月日	閲覧者	閲覧事由の概要	閲覧した住民の範囲	閲覧件数	委託者
令和5年7月12日	reward株式会社 代表取締役 荒川 誠一	道民意識調査（新型コロナウイルス感染症について）の対象者の抽出のため	浜中町霧多布東3条1丁目に在住の18歳以上の男女	10人	北海道 北海道知事 鈴木直道